

木曾郡大桑村大字野尻字太田代地籍の農道袖山線と林道野尻と川線の分岐点を起点として、同点から同農道を300メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初に接する尾根を北進し、同尾根と林道野尻と川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、神戸沢に架かる橋を渡り、同橋から同林道を100メートル北進し、同林道と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点に至り、同点から同境界線を東進し、更に北東進し、更に東進し、更に南東進し、同尾根と大桑村と木曾郡南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、のぞきど森林公園の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と村道神戸沢除木戸線との接点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と林道野尻と川線との接点に至り、同点から同林道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約178ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、木曾郡大桑村にあるのぞきど森林公園の一円の区域であり、ヒノキ、ミズナラ、カンワ、アカマツなどからなる針広混交林で豊かな林相を形成し、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区として指定するものです。

3 風吹岳鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

北安曇郡小谷村所在の中信森林管理署風吹国有林中第630林班そ小班及びびに小班並びに第636林班ほ小班、ち小班及びびぬ小班的各林小班的区域一円（面積約116ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、その大部分が中部山岳国立公園と重複し、希少な自然環境が保全されており、多様な鳥獣が生息していることから、特別保護地区として指定するものです。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第725号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を解除します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 東山鳥獣保護区

存続期間満了により解除

2 五常鳥獣保護区

存続期間満了により解除

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第726号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 立原鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡南相木村立原地籍の県道川上佐久線、南相木村及び川上村の村界との交点（馬越峠）を起点とし、同点から同村界を西進し、同村界と南牧村の村界との接点に至り、同点から南相木村と南牧村の村界を北進し、同村界と南相木村字そうりと字立原の字界の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、同尾根と県道川上佐久線との接点に至り、同点から同県道を南進し、更に東進し、更に南進し、更に西南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約210ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、南相木村の天狗山の北部に位置し、カラマツ、シラカバなどが混交する林相の変化に富む地域で、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

2 大曲鳥獣保護区

(1) 区域

佐久市白田所在大曲国有林第104林班から第106林班までの各林班及び併用林道大曲線以南の第107林班の区域一円（面積約552ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、佐久市の双子山の北東部に位置し、カラマツ、落葉広葉樹などが混交する林相の変化に富む地域で、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

3 上滝平鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡佐久穂町大字大日向字上滝平1105番の6地籍の佐久穂町有林の区域一円（面積約4ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、佐久穂町立佐久東小学校に隣接する樹林帯であり、ヒタキ類、シジュウカラ類等多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

4 南牧鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡南牧村大字海ノ口字長橋810番の1及び778番の1地籍の同村立南牧北小学校林の区域一円（面積約2ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、南牧村立南牧北小学校に隣接する樹林帯であり、

ヒタキ類、シジュウカラ類等多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

5 鷲場山鳥獣保護区

(1) 区域

上田市芳田字長入地籍所在の県道真田東部線と上田市と東御市の市町村界との接点を起点とし、同点から同県道を北西進し、同県道と行沢川との交点に至り、同点から同河川を北東進し、上田市殿城字日影田地籍の民有林第140林班に小班とは小班的境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進し、民有林第139林班に小班とは小班的境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進し、同林班は小班的施業番号1と同小班施業番号5-イとの境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進し、上田市と東御市の市町村界との接点に至り、同点から同市町村界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約205ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上田市の芳田の市街地に残された樹林帯であり、キセキレイ、ホオジロなど多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

6 長野大学野鳥愛護林鳥獣保護区

(1) 区域

上田市大字下之郷地籍の県道上田・丸子線と上田市道塩田運動公園線との交点を起点として、同点から同県道を西進し、同県道と市道唐臼線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と市道東塩田5号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と上田市所在の民有林第1林班に小班とは小班的境界線の接点に至り、同点から同小班界を北進し、同小班界と民有林第159林班との接点に至り、同点から民有林第1林班と第159林班の境界線を北東進し、更に南進し、更に北東進し、更に南進し、更に北東進し、民有林第1林班は小班的の76区域内所在の池との接点に至り、同点から東進し、民有林第1林班と民有林第159林班の境界線に至り、同点から同境界線を南進し、同境界線と長野大学敷地内のグラウンドの境界線に至り、そこから同境界線を南進し、同境界線と市道塩田運動公園線との接点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約20ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上田市の下之郷の市街地に残された樹林帯であり、シジュウカラ、ハクセキレイなど多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

7 美ヶ原東鳥獣保護区

(1) 区域

小県郡長和町和田地籍所在の野々入川と県道美ヶ原公園東餅屋線との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、同県道と松本市と長和町の市町界との最初の接点に至り、同点から同市町界を北進し、同市町界と上田市との市界との接点に至り、同点から上田市と長和町との市町界を北東進し、和田山国有林第1149林班と第1150林班との林班界との接点に至り、同点から同林班界を南進し、野々入川との接点に至り、同点から同川を西

進し、同川と県道美ヶ原和田線との交点に至り、同点から同県道を北進し、県道美ヶ原公園東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約612ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、小県郡長和町と上田市にまたがる牛伏山及び物見石山の南部に位置し、カラマツ、ミズナラ・カンパ類などが混交する林相の変化に富む地域で、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

8 車山白樺湖鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市北山柏原地籍の国道152号線と茅野市林道多々羅線との交点を起点とし、同点から同国道を南進し、同国道と遊歩道ほうろく峠線との交点（多々羅橋）に至り、同点から同遊歩道を西進し、同遊歩道と北大塩横手道との交点（ほうろく峠）に至り、同点から同道を北西進し、茅野市と諏訪市の市界との接点（富士見台）に至り、同点から同市界を北進し、茅野市と小県郡長和町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、茅野市と北佐久郡立科町の市町界との接点（大門峠）に至り、同点から同市町界を南東進し、県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との接点に至り、同点から同県道を西進し、林道天皇林線との交点に至り、同点から同林道を南進し、茅野市林道多々羅線との交点に至り、同点から同林道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,390ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、霧ヶ峰の東方に位置し、白樺湖から流出する音無川等の水資源を有し、豊かな自然が形成され、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

9 釜無鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡富士見町釜無地籍の釜無川と白川との合流点を起点として、同点から長野県と山梨県の県界を南進し、同県界と富士見町と伊那市の市町界との接点に至り、同点から同市町界を西進し、更に北進し、白川水源池に至り、そこから白川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（約1,227ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、諏訪郡富士見町の最南端に位置し、区域のほとんどが林野で、ニホンカモシカ、ヤマメなどの天然記念物が多数生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

10 広原鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡富士見町立沢地籍の県道富士見原茅野線と富士見町と諏訪郡原村の町村界との交点（立場大橋）を起点として、同点から同町村界を東進し、茅野市と富士見町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、長野県と山梨県の境界との

接点に至り、同点から同境界を南西進し、県道富士見原茅野線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、信玄棒道との接点に至り、同点から信玄棒道を北西進し、乙事せきとの交点(柳出口)に至り、同点から乙事せきを北進し、千ヶ沢川との接点に至り、同点から同川を東進し、県道富士見原茅野線との交点(岳見橋)に至り、同点から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(約3,228ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、諏訪郡富士見町の最北端に位置し、ハヶ岳連峰の裾野に広がる地域で、高山鳥類、ヤマネなどの天然記念物が多数生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

11 三峰川上流鳥獣保護区

(1) 区域

伊那市長谷所在の浦国有林第2林班から第4林班まで、第56林班から第59林班まで、第65林班、第66林班、第70林班から第73林班まで、第89林班から第94林班まで、第101林班から第104林班まで及び第108林班から第120林班までの各林班の区域一円(面積約4,914ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、伊那市東部にある南アルプス仙丈ヶ岳の南部に位置し、南アルプス国立公園の特別地域と重複し、希少な自然環境が保全されており、鳥獣の生息環境には好条件を備えており、こうした広範囲の生息域を確保し、多様な鳥獣の保護及び増殖のため、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

12 小渋ダム周辺鳥獣保護区

(1) 区域

上伊那郡中川村大草地籍の小渋川と淵の入沢の合流点を起点として、同点から同沢を北進し、同沢と村道西柳沢線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と村道大草草原線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と村道銭峯線との交点に至り、同点から村道桑原中央線に通じる尾根を北東進し、同尾根と同村道との交点に至り、同点から同村道を北東進し、同村道と県道西伊那線との交点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と村道小河内線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、同村道と林道小河内線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、同林道と四徳国有林と民有林との境界線の接点に至り、同点から同境界線を南東進し、同林班界と上伊那郡中川村と下伊那郡大鹿村の村界との接点に至り、同点から同村界を北進し、1,618メートル標高点に至り、その尾根を南進し、小渋川との合流点に至り、同点から小渋川左岸を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,543ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上伊那郡中川村、下伊那郡松川町及び下伊那郡大鹿村にまたがる山間地帯並びに小渋川流域及び四徳川流域からなる地域で、カラマツ、アカマツ及び広葉樹を中心とする森

林が大半を占め、水量が豊富であり、鳥獣の生息環境には好条件を備えているため、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

13 沢城湖周辺鳥獣保護区

(1) 区域

飯田市大瀬木地籍の茂都計川と合の沢の合流点を起点とし、同点から合の沢を上流に向かって西進し、飯田市大瀬木と飯田市山本の境界線に至り、そこから同境界線を北西進し、下伊那郡阿智村との境界線に至り、そこから同境界線を北東進し、鳩打隧道入口に至り、そこから林道鳩打線を東進し、市道伊賀良1-35号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、稲荷橋に至り、同橋から北の沢に沿って南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約203ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、飯田市と下伊那郡阿智村の境界にある高鳥屋山の南東部に位置し、沢沿いを中心に天然広葉樹林、アカマツなどの人工針葉樹林が混交する林相の変化に富む地域で、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

14 大平峠県民の森鳥獣保護区

(1) 区域

飯田市と木曾郡南木曾町の市町界と県道幸助飯田線との交点を起点として、同点から同市町界を北進し、通称高沢頭に至り、そこからタガ沢に通じる尾根を南東進し、同尾根と同沢との接点に至り、そこから東沢林道へ通じる尾根を南進し、同尾根と同林道との接点(入沢橋)に至り、同点から同林道を南西進し、同林道と県道幸助飯田線との交点に至り、同点から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約586ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、飯田市の北西部に位置する地域で、天然広葉樹林、落葉針葉樹林等が混交する林相の変化に富む地域で、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

15 賤母鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡南木曾町所在の賤母国有林第702林班から第704林班まで及び第708林班の区域一円(面積約122ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、木曾郡南木曾町の木曾川左岸沿いの賤母山に位置し、500種以上の植物が生育し、木曾谷の一般的な森林と異なる植生景観を呈していることから、林木遺伝資源保存林及び植物群落保護林に指定されており、野生鳥獣の成息環境として良好な条件を備えていることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

16 小木曾鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡木祖村所在の小木曾国有林第1077林班から第1103林班までの各林班の区域一円及び同国有林第1180林班から第1198林班までの各林班の区域一円並びに同村小木曾地籍の箕輪沢と村道奥木曾1号線との交点を起点として、同点から味噌川ダムを西進し、村道奥木曾2号線と差渡沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、標高1,410メートルの山頂に至り、そこから同国有林第1077林班西南端に通じる尾根を北進し、同林班西南端に至り、そこから国有林と民有林の境界線を東進し、同境界線と同国有林第1198林班東南端から箕輪山に通ずる尾根との接点に至り、同点から同尾根を南進し、箕輪山山頂に至り、そこから箕輪沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約2,090ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、木曾郡木祖村中部に所在する味噌川ダム上流に位置し、味噌川を擁す豊富な水資源、カラマツを主体とする針葉樹及び多くの広葉樹が混在した植生など豊かな自然環境を備えており、シジュウカラ、ニホンカモシカなど多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

17 のぞきど鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡大桑村大字野尻字太田代地籍の農道袖山線と林道野尻与川線の分岐点を起点として、同点から同農道を300メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初に接する尾根を北進し、同尾根と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、神戸沢に架かる橋を渡り、同橋から同林道を100メートル北進し、同林道と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点に至り、同点から同境界線を東進し、更に北東進し、更に東進し、更に南東進し、同尾根と大桑村と木曾郡南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、のぞきど森林公園の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と村道神戸沢除木戸線との接点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約178ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、高原状の山地で、ヒノキの針葉樹及びヤマブキ、カシワなどを主林木とする広葉樹で形成された豊かな森林であり、多くの野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

18 みどり湖鳥獣保護区

(1) 区域

塩尻市大字金井地籍の市道塩尻勝弦線と農道金井線との交点を起点として、同点から同農道を南東進し、同農道とみどり湖の堤との接点に至り、同点から同堤を北進し、同堤と市道大原団地4号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道みどり湖東線との交点に至り、同点から同市道を南東進

し、同市道と市道田川浦線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と田川浦鉾泉裏の小川との接点に至り、同点から同小川を南進し、同小川と塩尻市有林内の歩道との接点に至り、同点から同歩道を西進し、市道塩尻勝弦線との交点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約35ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、塩尻市の南東部に位置し、森と湖に囲まれた豊かな自然環境を求め年間を通して多くの市民が自然とのふれあいの場として訪れる地域であり、区域の地形は変化に富んでおり、小鳥の生息に適する環境であることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

19 広丘鳥獣保護区

(1) 区域

塩尻市広丘地籍の県道南原広丘停車場線と県道新茶屋塩尻停車場線との交点を起点とし、同点から同県道新茶屋塩尻停車場線を南進し、同県道と中部電力中信北信特別高圧線下との交点に至り、同点から同高圧線下を西進し、同高圧線下と市道九里幅丘中線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と国道20号線との交点に至り、同点から同国道を北西進し、同国道と市道野村角前1号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道高出吉田線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と県道南原広丘停車場線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約62ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、塩尻市の東部に位置し、区域内には塩尻市立広丘中学校及び塩尻市立広丘野村保育園並びに住宅地を含んでおり、数少ない鳥獣とのふれあいの場として市民に親しまれている地域で、身近な鳥獣と親しむために重要な区域であることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

20 風吹岳鳥獣保護区

(1) 区域

北安曇郡小谷村中小谷地籍の長野県有林第210林班を通る治山作業路終点を起点とし、同点を南西進し、赤倉山（標高1,649メートル）を経由して、国有林と民有林第16林班と第17林班との境界線の接点に至り、同点から同境界線を南西進し、民有林第8林班と第10林班との境界線の接点に至り、同点から同境界線を南西進し、民有林第9林班と第10林班との境界線の接点に至り、同点から同境界線を南西進し、民有林第9林班と第11林班との境界線の接点に至り、同点から同境界線を南進し、国有林と民有林第9林班との境界線の接点に至り、同点から同境界線を南東進し、小谷村と白馬村との境界の接点に至り、同点から同村境界を西進し、新潟県との境界の接点に至り、同点から同境界を北東進し、国有林と民有林との接点に至り、そこから東進し国有林と民有林第11林班との接点に至り、そこから新潟県との境界に向かう尾根を北東進し同境界との接点に至り、そこから同境界を北東進し、民有林との接点に至り、同点から国有林と民有林の境界を東進し、更に西進し、更に南進し、民有

林第207林班と第209林班との境界線の接点に至り、同点から同境界線を東進し、林道北野線との接点に至り、同点から同林道を東南進し、治山作業道との交点に至り、同点から同作業道を南進し、更に西進し、更に南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約2,605ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、その中核部分が中部山岳国立公園と重複し、希少な自然環境が保全されており、多くの鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

21 芝山鳥獣保護区

(1) 区域

千曲市大字八幡字大池新田地籍の国道403号線と市道大池本線9511号線との交点を起点とし、同点から同市道を南進し、市道沢入1号線9437号線との交点に至り、同点から同市道を東南進し、更級川との接点（丁字山橋）に至り、同点から同川を西南進し、圃場の最上部を経て東進し、市道沢入線9420号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、農道大池圃場5号線8454号線との交点に至り、同点から同農道を南進し、農道大池圃場3号線8452号線との交点に至り、同点から同農道を東南進し、市道栃窪東線9418号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と大字界との接点に至り、同接点から同大字界を南進し、千曲市と東筑摩郡麻績村との境界線の接点に至り、同点から同境界線を北西進し、国道403号線との交点に至り、同点から同国道を北東進し、千曲高原ゴルフ場と市有林貸付地との境界線の接点に至り、同点から同境界線を東進し、国道403号線との交点に至り、同点から同国道を北東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約310ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、千曲市の西部、千曲川の支流に位置し、沢沿いにナラ、コナラなどの天然広葉樹、尾根筋にアカマツの天然林が分布し、その他広くスギ、アカマツ、カラマツなどの人工林が分布し、下層木として食餌樹木も自生し、冬期は積雪も多く水量が豊富で、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第727号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

鳥帽子休猟区

1 区域

上伊那郡飯島町道と田切川線と林道横根山線との交点を起点とし、同点から同町道を南東進し、横沢との交点に至り、同点から同沢を南西進し、横沢治山道との交点に至り、同点から同道を南

進し、国有林界との接点に至り、同点から同国有林界を南進し、下伊那郡松川町と飯島町との町界に至り、そこから同町界を北西進し、更に南西進し、更に北西進し、飯田市と飯島町との市町界に至り、そこから同市町界を北東進し、念丈岳（標高2,290メートル）に至り、更に同市町界を北西進し、奥念丈岳（標高2,303メートル）に至り、同岳から木曾郡大桑村と飯島町との町村界を北進し、中小川との接点に至り、同川を北東進し、林道横根山線との交点に至り、同林道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約2,080ヘクタール）

2 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第728号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 糖塚山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

小諸市乙女地籍の県道小諸中込線と繰矢川との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、同県道と市道1167号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と主要地方道佐久小諸線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西進し、同主要地方道と繰矢川との交点（小諸橋）に至り、同点から同川を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域（面積約79ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

2 小海特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

南佐久郡小海町大字豊里地籍の町道土村・八那池線と千曲川との交点（箕輪橋）を起点とし、同点から同川左岸を北進し、相木川との交点に至り、同点から同川右岸を南東進し、町道大洲・除ヶ線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、町道鎗掛・土村線との交点に至り、同点から同町道を西進し、町道土村・八那池線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道新田・小海原線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、町道芦田・小海原線との交点に至り、同点から同町道を西進し、町道土村・八那池線との交点に至り、同点から同町道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約131ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

3 海尻特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

南牧村海尻地籍の村道海尻駅線と村道1116号線との交点を起点として、同点から同村道を南東進し、東京電力箕輪発電所取水えん堤との交点に至り、同点から同えん堤を南西進し、国道141号線との交点に至り、同点から同国道を北西進し、村道1004

号線交点に至り、同点から同村道を北西進し、村道海尻線との交点に至り、同点から同村道を北東進して起点に至る線で囲まれた一円の地域(面積約8ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 横山特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

上田市舞田の湯川の宮の入橋を起点とし、同点から同川を南西進し、同川と保野地区と舞田地区との境界線との接点に至り、同点から同境界を北西進し、標高556.5メートルの三角点に至り、同点から保野地区と仁古田地区の境界線を北東進し、保野地区、仁古田地区及び小泉地区との境界の接点に至り、同点から仁古田地区と小泉地区との境界を北進し、尾根の先端部に至り、そこから泉池の南西端を目指し北進し、上田市道横山仁古田線との接点に至り、同点から同市道を東進し、更に北東進し、更に東進し、同市道と市道中野小泉線との交点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と市道保野横山線との交点に至り、同点から同市道を南西し、塩吹池外周の堤上の道路との交点に至り、同点から同道を塩吹池に沿って南西進し、同市道との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道塩野神社線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、湯川との交点に至り、同点から同川を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約59ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成29年10月31日まで

5 菅平特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

上田市菅平高原の国道406号線と上田市道西組羽根尾線との交点を起点とし、同市道を南西進し、更に北西進し県道傍陽菅平線との交点に至り、同点から同県道を東進し、上田市道下条線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道燕線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道長野菅平線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、国道406号線との交点に至り、同点から同国道を南進して起点に至る一円の地域(面積約150ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

6 十の原特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

上田市真田町長地籍の菅平ダムえん堤と国道406号線との交点を起点とし、同点から同国道を北西進し、同国道と林道大洞線との交点に至り、同点から同国道を北東進し、更に北西進し、同国道と市道原野地線との交点に至り、同点から同市道を北進し、更に南進し、同市道と市道原野地2号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原野地3号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原野地線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と県道菅平高原線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、更に北東進し、同県道と二級河川中之沢(中之沢橋)との交点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と国道406号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、更に南進し、更に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積約403ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

7 河原山特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

東御市道田中54号線と国道18号線との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、更に南東進し、同市道と県道丸子東部インター線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と県道小諸上田線との交点に至り、同点から同県道丸子東部インター線を北西進し、更に北東進し、同県道と県道真田東部線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、同県道と市道祢津639号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原口栗林線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道東町横堰線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、更に北東進し、同市道と所沢ダムのえん堤との交点に至り、同点から同えん堤を南東進し、同えん堤と市道祢津366号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道祢津223号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、更に北進し、同市道と所沢川との交点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と市道常田新張線との交点に至り、同点から同市道を西進し、更に南西進し、同市道と国道18号線との交点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積約138ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

8 美し松特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

小県郡長和町大門地籍の大門川と民有林第86林班及び第88林班の林班界との接点を起点とし、同林班界を東進し、民有林第77林班、民有林第86林班及び第88林班の林班界との接点に至り、同点から民有林第77林班及び第86林班の林班界を南進し、民有林第77林班、第78林班及び第86林班の林班界との接点に至り、同点から民有林第77林班及び第78林班の林班界を東進し、民有林第78林班と国有林の境界との接点に至り、同点から国有林と民有林第78林班との境界を南進し、同国有林並びに民有林第78林班及び第79林班の林班界との接点に至り、同点から民有林第78林班及び第79林班の林班界を北西進し、民有林第78林班、第79林班及び第86林班の林班界との接点に至り、同点から民有林第79林班及び第86林班の林班界を北西進し、民有林第79林班、第85林班及び第86林班の林班界との接点に至り、同点から民有林第85林班及び第86林班の林班界を北進し、大門川との接点に至り、同点から同川を北進して起点に至る一円の区域(面積約128ヘクタール)

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

9 白樺りんどう特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

小県郡長和町大門地籍所在の民有林第87林班及び第89林班の林班界並びに大門山国有林第1122林班の林班界との接点を起点とし、同点から民有林第89林班及び同国有林第1122林班の林班界を西進し、更に北進し、更に北東進し、民有林第89林班及び第97林班並びに同国有林第1122林班の林班界との接点に至り、同点から民有林第89林班及び第97林班の林班界を東進し、民有林第89林班、第96林班及び第97林班の林班界との接点に至り、同点から民有林第89林班及び第96林班の林班界を北東進し、更

に東南進し、更に南進し、民有林第89林班及び第96林班の林班界と大門川との接点に至り、同点から同河川を南進し、民有林第87林班の林班界との接点に至り、同点から同民有林第87林班及び第89林班の林班界を北西進し、更に西進して起点に至る一円の地域（面積約77ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

10 山田池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

松本市島内山田地籍の山田池水面一円（面積約1ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

11 稲核・水殿・奈川度湖特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

松本市安曇大字稲核地籍の稲核ダムの右岸と国道158号線の接点を起点とし、同国道を南西進し、入山ずい道から主要地方道奈川木曾線を南西進し、松本市奈川古宿地籍の忠治旅館の前に至り、そこから奈川を横切り、奈川左岸を奈川渡ダムの湖面沿いに北東進し、奈川渡ダムの正面に至り、そこから梓川右岸を奈川渡ダムの湖面沿いに北西進し、ひぐちドライブイン前に至り、そこから沢渡大橋を経て、国道158号線を東進し、奈川渡ダムセンターの左岸よう壁に至り、そこから梓川左岸を北東進し、水殿ダムの湖面左岸を経て水殿ダムに至り、更に同ダムの左岸よう壁を経て稲核ダムの湖面左岸を東進し、稲核ダムに至り、そこから同ダムに沿って梓川を横切り起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約642ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

12 大塩特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

大町市美麻大塩地籍の八幡久保橋を起点とし、同点から県道小島・信濃・木崎停車場線を東進し、民有林第91林班ろ小班との接点に至り、同点から同林班界を東進し、同林班は小班との接点に至り、同点から同林班い小班、ろ小班及びは小班の境界を南進し、同林班へ小班との接点に至り、同点から同林班へ小班とは小班の境界を東進し、林道立野線との接点に至り、同点から同林道を東進し、民有林第92林班ろ小班との接点に至り、同林班い小班とろ小班の境界を南進し、県道川口・大町線との接点に至り、同点から同県道を南進し、民有林第2林班に小班との接点に至り、同林班に小班とは小班の境界を南西進し、民有林第2林班と第3林班の接点に至り、同点から同林班界を北進し、市道中ノ貝線との接点に至り、同点から同市道を西進し、民有林第3林班と農地の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南西進し、更に西進し、更に北西進して県道川口・大町線との接点に至り、同点から同県道を北進し、市道新田南村線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、民有林第9林班と農地の境界線に至り、同境界線を北西進し、更に北東進し、民有林第10林班と農地の境界線に至り、同境界線を東南進し、県道小島・信濃・木崎停車場線との接点に至り、同点から同県道を東進し、起点に至る線に囲まれた区域（面積約119ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

13 中倉山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上高井郡高山村大字奥山田字鎌田地籍の主要地方道豊野南志賀公園線と村道鎌田線との交点を起点とし、同点から同村道を東進し、更に北進し、更に東進し、更に南進し、同主要地方道との交点に至り、同点から同主要地方道を東進し、高山村と山ノ内町の町村界との接点に至り、同町村界を東進し、笠ヶ岳三角点に至り、同点を南西進し、通称不動沢の始点に至り、同点から同沢を南西進し、林道山田入線との交点に至り、同点から同林道を西進し、同主要地方道との交点に至り、同点から同主要地方道を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約888ヘクタール）

(2) 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第729号

東日本高速道路株式会社新潟支社信越工事事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（上信越自動車道4車線化に伴う構造物等位置確定作業）

2 作業期間

平成24年10月29日から平成25年1月18日まで

3 作業地域

上水内郡信濃町

建設政策課

長野県告示第730号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 岡田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成24年11月8日

3 廃川敷地等の位置

長野市篠ノ井二ツ柳字壱丁田新田2688番

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 0.07平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、

なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第731号

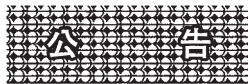
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成24年10月29日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
小坂勇雄	大町市常盤4809-70	大町市大字大町1806-2 サークルK大町合庁前店

会計課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日
平成24年10月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢のデザイン塾
- 代表者の氏名
田中直子
- 主たる事務所の所在地
長野市大字西長野字袖長野2番地4カシヨ情報ビル
- 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす多様な人々とくに若年者・女性・中小企業の経営者と従業員に対して、職業能力開発・キャリアコンサルティング・メンタルヘルス等の援助を行ない、様々な環境変化に対応した職業選択と適応の実現をはかり、地域社会に貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成25年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）の学生の2次募集を次のとおり行います。

平成24年11月8日

長野県知事 阿部守一

- 募集人員
募集人員は、10名程度とします。
- 試験による選考
 - 出願資格
 - 一般選抜
次のいずれかに該当する者（平成25年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した者
 - 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
 - 特別選抜
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格取得後、実務経験が5年以上であり、現在勤務している施設の長から推薦を受け派遣されるもの
- 出願手続
 - 提出書類
 - 入学願書（本学所定の用紙によります。）
 - 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚を貼ってください。）
 - 連絡用宛名シール（本学所定の用紙によります。）
 - 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書（(1)のAの(4)から(7)までのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書）